

## 道路区域確認事務処理要領

平成25年 1月18日 制定  
令和 4年 9月 1日 一部改正

### (目的)

第1条 この要領は、土木部が道路法に基づいて管理する特別区道の道路区域確認事務の  
手続を定めることにより、適正かつ効率的な事務執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに  
よる。

- (1) 特別区道 道路法に基づき渋谷区が管理する道路をいう。
- (2) 道路区域 道路法第18条第1項に基づき区域決定した特別区道の範囲をいう。
- (3) 再確認 既に道路区域は確認しているが、不明確になったことにより、申請に基づ  
き再度道路区域を確認することをいう。
- (4) 道路区域図 特別区道の区域線を図化したものをいう。
- (5) 道路管理者 特別区道を管理する渋谷区のことをいう。
- (6) 関係土地所有者 道路区域を確認するために区から立会いを求める土地所有者を  
いう。

### (道路区域確認事務の実施)

第3条 道路区域の確認は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 次条本文に規定する者から道路区域確認の申請があった場合
- (2) 特別区道を構成し沿道宅地と隣接している敷地民有部分の土地の所有者から道路  
区域確認の申請があった場合
- (3) 道路管理者が特別区道を管理する上で、道路区域を確認する必要性が生じたため、道  
路区域確認の申請があった場合

### (申請者)

第4条 前条第1号及び第2号の申請を行う者は、特別区道に隣接する土地の所有者  
(以下「土地所有者」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合  
は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者が共有の場合は、共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合は  
土地所有者全員又は管理組合の規約等に定める者
- (2) 土地所有者が法人の場合は、その代表者。ただし、法人が解散又は破産している場  
合は、清算人又は管財人
- (3) 土地所有者が官公庁又は特殊法人等の場合は、法令、定款等に定める者

- (4) 土地所有者が死亡している場合は、相続関係説明図で確認できる法定相続人全員。ただし、遺産分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判等により相続人が特定されている場合は、当該相続人
- (5) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人等を必要とする場合は、法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記押印すること。
- (6) 申請地の登記事項証明書に差押え又は裁判所競売開始決定の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書等を添付すること。
- (7) 申請地が信託財産の場合は、原則受託者の申請とすること。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の共同申請とすること。なお、信託目録に特別な定めがある場合は、その内容に従った申請とすること。
- (8) 土地所有者から委任を受けた代理人が土地所有者に代わって申請を行う場合は、委任状を提出するとともに、委任者及び代理人の印鑑証明書を添付すること。なお、委任状は、申請、立会い、確認等の委任内容を明確にすること。
- (9) 申請地の地目が境内地若しくは墓地、又は申請地の現況が境内地若しくは墓地になっている場合は、宗教法人の規則が定める者。ただし、規則に定めがない場合は、責任役員の評決により定めた者
- (10) その他土地所有者として認められる者

(実務取扱者)

第5条 道路区域確認の申請に係る実務を取り扱う者(以下「実務取扱者」という。)は、土地家屋調査士、測量士、測量士補その他土地の調査、測量、図面作成等の能力を有する者とする。

2 道路区域確認の申請を行おうとする土地所有者(以下「申請者」という。)は、道路区域確認に必要な実務を前項の者に行わせることができる。

(申請書)

第6条 申請者は、道路区域確認申請書に必要事項を記載し、次の書類のうち必要なものを各一部添付し、区長に申請する。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 資格証明書(法人の場合)
- (3) 地図又は地図に準ずる図面(公図)
- (4) 申請地登記事項証明書(謄本)
- (5) 立会地登記事項要約書(抄本)
- (6) 土地所有者一覧表
- (7) 現況実測平面図

(8) 現地案内図

- 2 前項の規定による申請を行った後、記載事項又は土地所有者に変更があった場合は、申請者は、申請事項変更届を提出しなければならない。

(申請書の受理)

第7条 申請書を受理できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 申請地が特別区道に隣接しているか、又は特別区道を構成する敷地民有部分であつて、道路区域が確認されていない場合
- (2) 既に道路区域確認しているが、標識の紛失等により道路区域が不明確であり、道路区域の復元が不可能な場合
- (3) 既に道路区域確認しているが、道路区域標の埋設位置又は確認辺長の測定に錯誤があると認められる場合
- (4) 現存又は復元可能な確認線上の途中における土地を申請地とする場合
- (5) 東京都財務局が確定できなかった境界を過去に渋谷区が便宜上道路区域として確認している場合

(道路区域線の検討)

第8条 担当者は、実務取扱者と道路区域線の線形案の調整を行う。

- 2 担当者は、必要と認めるときは、立会いに先立ち実務取扱者と現地調査を行い、線形案を調整することができる。

(道路区域確認の範囲)

第9条 道路区域確認は、原則として申請地側及び特別区道を挟んで相対する側の両側で行う。ただし、次の場合は、申請地側のみとする。なお、申請地隣接地の立会実施又は確認が得られない場合は、申請部分の全てを道路区域確認することなく処理するものとする。

- (1) 第八地区区画整理事業施行地及び恵比寿組合地区区画整理事業施行地である場合
- (2) 特別区道を挟んで相対する側の立会い又は確認が得られなかった場合
- (3) 両側確認の必要がない場合

(立会い)

第10条 担当者は、線形案の調整後、立会者名簿を作成し、立会日について、実務取扱者と調整する。

- 2 担当者は、実務取扱者に立会日前に現地に線形案を標示させる。
- 3 担当者は、立会いにおいて関係土地所有者に標示した道路区域について説明を行う。
- 4 担当者は、土地所有者に道路区域確認の証として確認書の提出を求める。

5 特別区道に隣接する土地が土木部以外の所管する区有地の場合は、立会書の提出を求める。

6 特別区道に隣接する土地が他自治体の所有地の場合は、確認書又は立会書の提出を求める。

(確認後の処理)

第11条 担当者は、確認を得られた道路区域点への標識埋設を実務取扱者に指示する。

2 担当者は、確認後、実務取扱者に道路区域図下図の提出を求める。

(道路区域確認事案の決裁及び通知)

第12条 担当者は、道路区域図、確認書、写真等必要な書類が揃い次第、道路区域確認事案について、土木部長の決裁を得るものとする。

2 道路区域確認事案の決裁後、道路区域図を添付した道路区域確認通知書を確認した土地所有者へ実務取扱者を経由し、通知する。

(道路区域図の閉鎖)

第13条 既に確認した道路区域が不明確となっていることなど等を理由に道路区域を再確認した場合は、旧道路区域図の全部又は一部を閉鎖する。

(取下げ)

第14条 申請者は、申請書を取り下げる場合は、道路区域確認申請取下書を提出しなければならない。

2 道路区域確認取下書の提出があった場合は、道路区域確認申請書を返却する。この場合において、既に立会いが行われている場合は、実務取扱者は立会いを行った土地所有者に対し、取下げに至った経緯を説明し、確認書を返却する。

3 申請日から換算して、一年を経過した時点で完了していない事案については、道路区域確認不成立通知書と共に申請書類等を返却する。

(道路区域確認関係書類の保存)

第15条 道路区域確認申請書、確認書、道路区域図及び決裁原議は、長期保存とし、道路区域図は電子化して管理する。

(道路区域図の閲覧・複写・証明)

第16条 道路区域図は、申請に基づき閲覧、複写及び証明を行う。

2 前項の複写及び証明に係る手数料は、渋谷区手数料条例（昭和33年渋谷区条例第3号）に基づくものとする。

附 則（令和4年1月12日部長決裁）  
この要領は、令和4年9月1日から適用する。